

令和5年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助事業 概要

1. 目的

カラスによるごみ集積所での食い荒らしを撲滅するために、防鳥効果の高いごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠をより多くのごみ集積所に設置することを目的とし、設置者に対して購入・修繕加工費用の一部を補助するものです。

2. 補助対象者

- ①ごみ集積所の設置及び管理をする町会の組織
- ②その他市長が認めるもの(集合住宅の所有者、近隣世帯の任意団体など)

3. 補助対象経費※

- ①ごみ集積ボックスの購入・修繕加工費
- ②折り畳み式ごみ収納枠の購入・修繕加工費
- ③自らごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠を作製・修繕加工する場合の材料費

※交付決定前に実施したものや送料、設置費、運搬費は対象外です。

※上記の費用のほか、事業内容が不適當・不明なものは対象外となる場合があります。

※①②の場合は、市内業者(市内に本店を有するものに限る)から調達してください。

※③の場合は、市内で営業する本店・支店・営業所等の事業所を有する業者より調達してください。

4. 補助金額・基数

種別		年度内申請上限	1基あたりの補助金額
購入	ごみ集積ボックス	5基 まで	補助対象経費の実支出額の 2分の1又は 120,000円 のいずれか少ない額
	折り畳み式ごみ収納枠	20基 まで	補助対象経費の実支出額の 2分の1又は 25,000円 のいずれか少ない額
修繕加工	ごみ集積ボックス	制限なし	補助対象経費の実支出額の 2分の1又は 50,000円 のいずれか少ない額
	折り畳み式ごみ収納枠	制限なし	補助対象経費の実支出額の 2分の1又は 10,000円 のいずれか少ない額

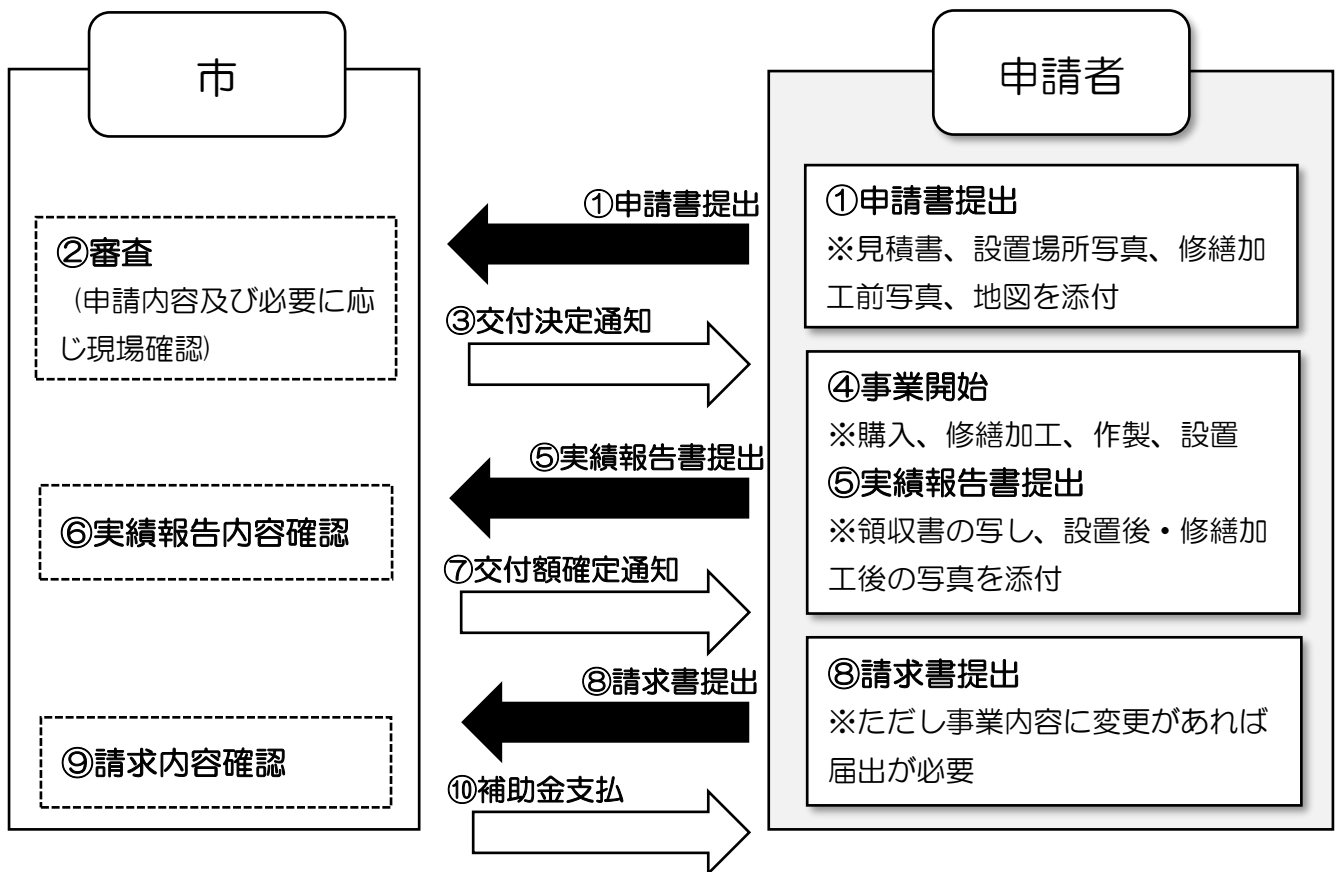
5. 募集期間

令和5年5月1日(月)から令和6年1月31日(水)まで

※期間内であっても予算に達した場合は申請の受付を締め切ります。

(裏面もご覧ください)

6. 申請から補助金交付までの流れ



7. 昨年度からの主な変更点（拡充）

- ①ごみ集積ボックス及び折り畳み式ごみ収納枠の補助上限基数と補助上限額を引き上げました。

8. 注意点（再掲含む）

- ①交付決定通知が届く前に購入・修繕加工したものは補助対象外です。
- ②送料・設置運搬費は補助対象外です。
- ③②のほか事業内容が不相当・不明なもの等は補助対象外となる場合があります。
- ④購入・修繕加工等に利用できる業者や製品には制限があります。
- ⑤当補助金を活用して設置・修繕加工したごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠等を要綱で定めた期間内に処分する際は届出や補助金返還等が必要となる場合があります。

9. その他

補助申請にあたり、新たな場所にごみ集積所を設ける場合は、事前にご相談ください。

<担当> 弘前市 市民生活部 環境課 資源循環係
電 話：0172-35-1130（直通）
メール：kankyou@city.hirosaki.lg.jp
住 所：〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1